

高レベル放射性廃棄物 処分事業の現状

- 公募の開始 -

2003年11月7日

原子力発電環境整備機構(原環機構) Nuclear Waste Management Organization of Japan (NUMO)

増田 純男

地層処分計画の進展

研究開発

研究成果 第2次取りまとめ (地層処分の技術的信頼性

研究成果 第1次取りまとめ (地層処分の技術的可能性)

2000

2002

建設・操業

2030

(2035年頃)

2040

最終処分施設建設地選定

(2025年頃)

公募開始

(2002年12月)

原子力安全委員会:高レベル放射性廃棄物処分の概要 調査地区選定段階において考慮すべき環境要件につい て(2002年9月)

特定放射性廃棄物処分の概要調査地区等の選定 手順の基本的考え方 (2001年10月)

原子力安全委員会:高レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について(第1次報告)(2000年11月)

原子力発電環境整備機構 設立(2000年10月)

研究開発

1976

特定放射性廃棄物の最終処分に 関する法律(2000年6月)

1992

2020 2010



2

基本的枠組み

最終処分法

(2000年6月公布)

最終処分の基本方針最終処分の基本計画

(2000年9月閣議決定)

原環機構の設立/3段階による候補地選定等

国、電力、原環機構の役割・連携 / 透明性の確保 / 処分スケジュール等

原環機構の事業方針

段階的な事業展開

・長期にわたる事業を一気に進めるのではなく、段階ごとに地域の理解を得つつ展開

地域の 自主性の 尊重

・公共性が高く、長期にわたる事業では、地域の自発的な協力が不可欠

透明性の重視

・事業に関する情報を地域と共有し、地域の自主的な判断に資するよう、積極的な情報公開

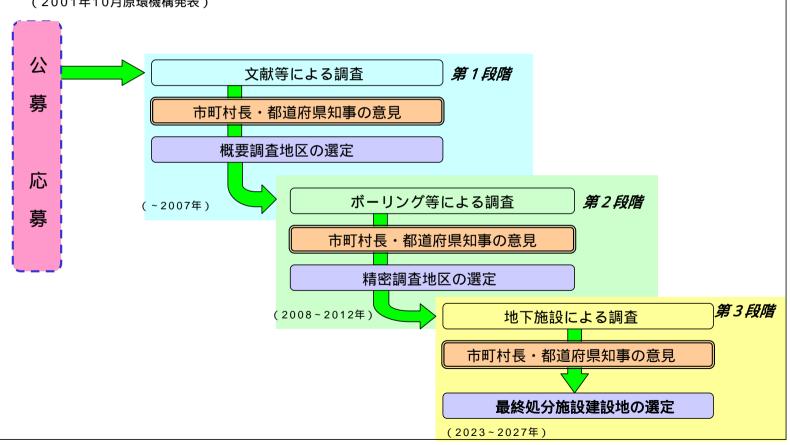
処分地選定の手順



3

「特定放射性廃棄物処分の概要調査地区等の選定手順の基本的考え方」より

(2001年10月原環機構発表)



NUMO

4

公募の開始

公募開始 2002年12月19日

- ・都道府県、市町村への公募関係資料の送付
- ・都道府県への訪問・説明

(公募関係資料)

応募要領

応募地域、公募方法な どの基本的な事項



処分場の構成 や建設、 操業、安全性など



選定のための要件とそ れらの評価に関する考 え方



立地地域との地域共生のための取組み

処分場の概要

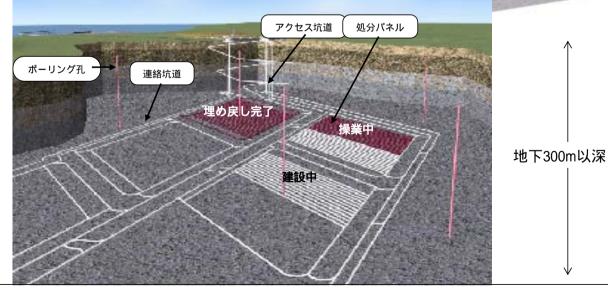


5



処分場は地域の 特徴に応じて建設





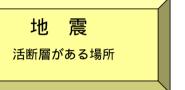
概要調査地区選定上の考慮事項

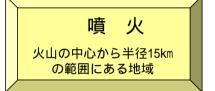


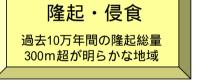
6

法定要件に関する事項

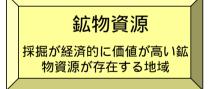
概要調査地区には、以下のような地域を含まないようにする。







第四紀の 未固結堆積物



付加的に評価する事項

経済的、効率的な事業推進の観点から総合的に評価する。

地域共生への取組み

地域共生 の考え方 最終処分事業

100年以上にわたって 共に発展に向けて歩む

地 域

原環機構の基本姿勢

域の一員として共に考え、共に行動する

批

地域共生 の方策

地域の長期ビジョン等の策定・実現

地域を重視した事業展開

相互理解促進

事業の本格化と共生方策の充実

地域共生 の実現に 向けて

「建設・操業に伴う経済効果等(県内)1

生産誘発効果:約1.7兆円(約275億円/年)

雇用誘発効果:延約13万人(約2200人/年)

固定資産税収:約1,600億円(約27億円/年)

「国の交付金制度]

文献調查段階:年2.1億円

概要調查段階:年20億円(総限度額70億円)

理解增進活動(1)

マス媒体による理解増進

新聞広告:中央、地方紙等計49紙 雑誌広告:文藝春秋、日経ビジネス等

[新聞広告(2003年度)]

[雑誌広告(ナチュラル・アナログの紹介)]



理解增進活動(2)

フォーラム等による双方向コミュニケーション

- 地方新聞社と共催 -

フォーラム

[2001~2002年度:全国31箇所]

地元有識者等との座談会(内容を新聞掲載)

[2003年度:全国30箇所で開催予定]

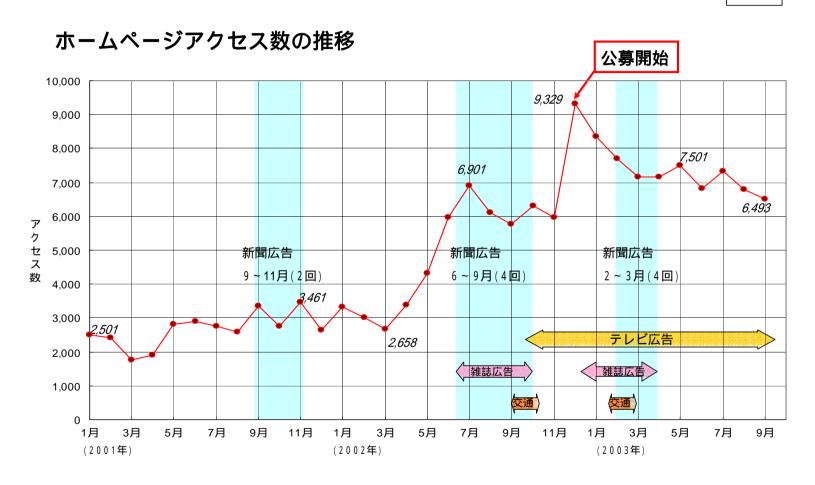






公募開始後の状況

10



NUMO

原環機構の技術開発(1)

11

長計記載事項

(高レベル放射性廃棄物)

(略)

処分地選定に当たっては,関係住民の理解と協力を得ることが極めて重要であり,そのためには情報公開を徹底し透明性を確保することが必要である。また,選定の主体である実施主体だけでなく,国及び電気事業者等が,適切な役割分担と相互の連係の下,それぞれの責務を果たしていくことが重要である。このため,国は,最終処分の政策的位置付けや安全性の確保のための取組を明確にし,関係住民の理解を得るよう努めるとともに,地域共生方策に関する制度や体制の整備などを行うことが必要であり,電気事業者等は廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから国民の理解を得るための活動を実施主体及び国と連係しつつ進める。また,実施主体が行う処分地選定に当たっては,国及び電気事業者は,積極的に協力することが必要である。

また,高レベル放射性廃棄物の地層処分技術のうち,最終処分事業の安全な実施,経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発は,実施主体が担当するものとし,国及び関係機関は,最終処分の規制,安全評価のために必要な研究開発や深地層の科学的研究等の基礎的な研究開発及び地層処分技術の信頼性向上に関する技術開発等を積極的に進めていくことが必要である。(以下,略)

処分地選定の意思決定に必要な信頼(confidence)の側面

- 地層処分安全性への信頼 (scientific soundness)
- 実施主体の姿勢に対する公衆からの信頼(organizational trust)
- 実施主体の技術的能力に対する専門家からの信頼 (technical credibility)
- 規制への信頼

